

第7章 産業廃棄物

1. 概要

(1) 沿革

(2) 概況

2. 産業廃棄物処理業者の許可状況

3. 産業廃棄物処理施設等の設置状況

(1) 産業廃棄物処理施設

(2) 許可対象外の産業廃棄物処理施設

4. 監視・指導状況

(1) 立入検査等

(2) 不法投棄パトロール

(3) 届出の提出

(4) 許可申請等の審査・指導

(5) 相談対応

(6) 行政処分等

第7章 産業廃棄物

1. 概 要

(1) 沿 革

平成9年4月に保健所政令市への移行及び中核市の指定に伴い、清掃管理課内に「産業廃棄物対策室」を設置し、新たに産業廃棄物対策業務を開始した。その後、平成25年度から「産業廃棄物対策室」を「産業廃棄物対策課」に格上げし、さらに、平成30年度から「産業廃棄物対策課」を「廃棄物対策課」に改め、一般廃棄物と産業廃棄物の処理業の許可、指導監督に係る業務を一体的に行う体制を整え、事業者の窓口の一本化をはじめとした市民サービスの向上及び事務の効率化を図っている。

(2) 概 況

産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」により、事業活動に伴って発生する、汚泥や燃え殻などの廃棄物のうち、20種類が産業廃棄物として規定されており、このうち、爆発性、毒性、感染性等、人の健康または生活環境に係る被害を生じるおそれのあるものは、特別管理産業廃棄物として、より厳密な基準が定められている。これらの産業廃棄物の処理については、事業者処理責任の原則から、排出事業者が自ら処理するか、処理業者に委託して適正に処理しなければならないこととされている。

本市では、令和3年3月に『大分市産業廃棄物適正処理指導計画』の改定を行い、循環型社会の構築に向けて、地域の生活環境の保全と産業経済、都市活動の発展との調和を図りながら、事業者処理責任の原則を基本に、産業廃棄物の減量化、資源化・再生利用と適正処理を推進している。

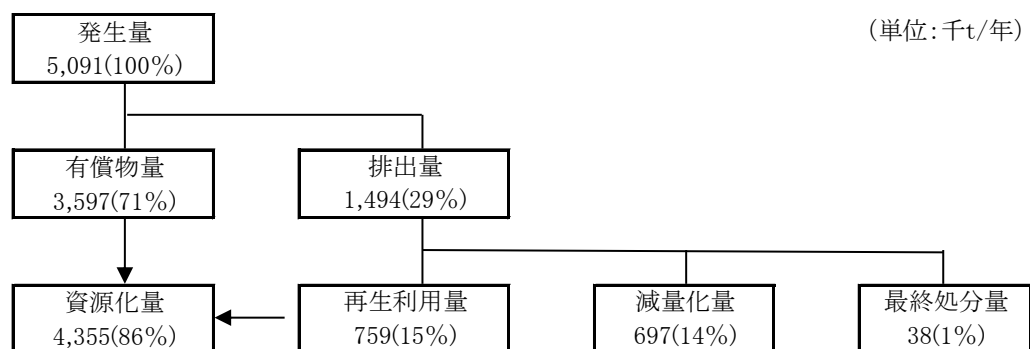
今後とも、産業廃棄物の発生を極力抑制するとともに、最終処分量の削減を図るため、中間処理による減量化、資源化・再生利用の促進を図っていく。

廃棄物の不法投棄については、早期発見、早期撤去によって、不法投棄されにくい地域環境の整備を図るとともに、不法投棄防止の啓発事業を通じて、市民意識の向上を図ることにより、その防止を図っている。

また、平成12年度から不法投棄廃棄物の撤去を実施しており、撤去した場所には、不法投棄防止の看板を設置し注意を促すとともに、重点的に不法投棄パトロールを実施している。そのような防止策を講じて、不法投棄が繰り返し行われる場所には、不法投棄監視カメラを設置している。このような不法投棄防止の取り組みを通じて、今後とも市民の健康の保持と生活環境の保全に努めていく。

(平成30年度の本市の産業廃棄物の発生状況及び処理状況)

本市では、多くの事業所が活発な事業活動を展開しており、これに伴って、県全体の約45%を占める約149万トンの産業廃棄物が排出されている。



※端数処理を行っているため、項目間の合計は一致しない

2. 産業廃棄物処理業者の許可状況

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて市長が許可している産業廃棄物処理業者の数は次表のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

許可の区分		業者数	関係条項
産業廃棄物収集運搬業	積替を含む	96	法第14条第1項
	積替を含まない	57	
	小計	153	
産業廃棄物処分業	中間処理	93	法第14条第6項
	最終処分	3	
	中間処理・最終処分	10	
	小計	106	
特別管理産業廃棄物収集運搬業	積替を含む	10	法第14条の4第1項
	積替を含まない	3	
	小計	13	
特別管理産業廃棄物処分業	中間処理	6	法第14条の4第6項
	最終処分	3	
	中間処理・最終処分	0	
	小計	9	
合計		281	

3. 産業廃棄物処理施設等の設置状況

(1) 産業廃棄物処理施設

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の規定に基づいて市長が許可している産業廃棄物処理施設の数に次表のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

処理施設の種類	汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設	廃油の油水分離施設	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃プラスチック類の破碎施設	木くず又はがれき類の破碎施設	コンクリート固型化施設	汚泥の焼却施設	廃油の焼却施設	廃プラスチック類の焼却施設	その他の産業廃棄物の焼却施設	産業廃棄物の最終処分場	計
設置数	25	1	2	4	19	86	1	7	10	8	8	17	188

(2) 許可対象外の産業廃棄物処理施設

産業廃棄物処理業者が設置している許可対象外の産業廃棄物処理施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条に規定する産業廃棄物処理施設以外のもの)の数は次表のとおりである。

(令和5年3月31日現在)

処理施設の種類	汚泥の脱水施設	汚泥の乾燥施設	廃油の油水分離施設	廃酸・廃アルカリの中和施設	廃プラスチック類の破碎施設	木くず又はがれき類の破碎施設	その他の産業廃棄物の破碎施設	廃プラスチック類の焼却施設	その他の産業廃棄物の焼却施設	その他の産業廃棄物処理施設	計
設置数	6	4	6	6	46	32	14	1	6	120	241

4. 監視・指導状況

(1) 立入検査等

産業廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の規定に基づき、排出事業者や処理業者に対する立入検査を実施し、処理基準の遵守と減量化・資源化等の推進について指導を行っている。

また、最終処分場については、環境保全上の見地から、平成9年度より排水等の水質検査を実施しており、平成10年度からは、処分場の面積、容量等を確認するための測量調査を実施している。

さらに、平成10年12月から焼却施設にダイオキシン類の排出濃度の規制値が適用されたことから、平成10年度からダイオキシン類濃度検査を実施している。

監視・調査内容(令和4年度)	件数
立入調査	701
水質調査	139
焼却施設等ダイオキシン類濃度調査	6
産業廃棄物最終処分場測量調査	1
計	847

(2)不法投棄パトロール

産業廃棄物の不法投棄の発生防止と早期発見に資するため、山間部や海岸部等の、不法投棄されやすい場所を中心にパトロールを行うとともに、不法投棄を発見した場合には、原因者を究明し、原状回復を基本に厳正に対処している。

(3)届出の提出

PCB廃棄物保管事業者に対しては、PCB廃棄物の保管及び処分状況等の届出が、又、産業廃棄物の多量排出事業者に対しては、処理計画及び実績報告の提出が義務付けられている。

届出等(令和4年度提出分)	件数
PCB廃棄物の保管及び処分状況等届出書	74
多量排出事業者(処理計画及び実績報告書)	176
計	250

(4)許可申請等の審査・指導

産業廃棄物処理業の許可申請や産業廃棄物処理施設の設置許可申請等に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可要件や技術上の基準に対する適合状況について審査、指導を行っている。

なお、産業廃棄物処理施設の設置許可申請に当たっては、円滑な設置と適正処理の推進を図るため、平成9年4月に制定した「大分市産業廃棄物処理施設等に関する指導要綱」に基づき、あらかじめ、事前協議を行うことを原則に指導している。

申請内容(令和4年度)	件数
産業廃棄物処理施設設置許可申請	10
産業廃棄物収集運搬業許可申請	20
産業廃棄物処分業許可申請	24
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請	4
特別管理産業廃棄物処分業許可申請	2
計	60

(5)相談対応

不法投棄や野外焼却などの不適正処理に係る相談に対しては、速やかに原因者を調査して、必要な改善を指示するなど、厳正に対処している。

相談の内容(令和4年度)	件数
不法投棄(産廃)	11
野外焼却(産廃)	9
その他	50
計	70

(6)行政処分等

行政処分等の措置件数は、次表のとおりである。

行政処分等(令和4年度)	件数
指導票	0
注意書	5
警告書	1
処理業の停止	0
改善命令	0
収集運搬業許可の取り消し	0
処理施設設置許可の取り消し	0
処分業許可の取り消し	0
計	6